

「令和7年度 心理的な負担の程度を把握するための検査等業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱(以下「委員会要綱」という。)第8条第1項第4号の規定に基づき、「令和7年度 心理的な負担の程度を把握するための検査等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 課題抽出調査及び職場環境改善の支援の業務に関する提案
- (5) WEB 調査の実施体制
- (6) 個人結果通知及び集団分析結果通知のサンプル
- (7) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 実施体制の妥当性
- (4) 課題抽出調査及び職場環境改善の支援の業務に関する提案内容の妥当性・実現性等

- (5) WEB 調査の実施体制の妥当性
 - (6) 個人結果通知及び集団分析結果通知の妥当性
 - (7) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 選定委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) 提案内容に関する提案者へのヒアリング
- 2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。
 - 委員長 教育委員会事務局健康教育・食育課長
 - 副委員長 教育委員会事務局教育政策推進課長
 - 委員 総務局職員健康課長
 - 委員 教育委員会事務局職員課長
 - 委員 教育委員会事務局教職員労務課長
 - 委員 教育委員会事務局教職員労務課教職員健康担当係長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年1月8日から施行する